

24八健衛収第128号  
平成24年10月17日

公文書部分公開決定通知書

様

八王子市長 石森 孝志



平成24年10月3日付で請求のありました公文書の公開については、八王子市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、裏面のとおりに異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名	2012年4月以降に開催した食育フェスタ実行委員会の議事録（臨時も含む） （公文書公開請求書で指定する内容に限る）	
部分公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> 郵送）	
部分公開の日時 及び場所	日時	コピー代及び郵送料の納付確認後、郵送による。
	場所	八王子市保健所 生活衛生課
公開しない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	公開しない部分 個人法人名・電話番号・住所 公開しないこととする根拠規定 八王子市情報公開条例第8条第2、3、5及び6項 当該規定を適用する理由 ・特定の個人・法人を識別することができること ・事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・審議等で率直な意見が損なわれるため	
八王子市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の公開することができる時期	<del>——年——月——日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求の手続が必要となります。</del>	
担当課	健康福祉部生活衛生課（電話：042-645-5111）	

~~注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。~~

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。